

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の概要

本町の大部分は、関東平野の北部に当たる平坦地で、東西約8km、南北約12.5km、面積61.06km²、海拔は50～100m。西境を思川、中央部を黒川、東境沿いを姿川が流れている。

東武宇都宮線が通っており、各駅が壬生町を大きく分けた時の地区となっている。壬生地区、国谷地区、おもちゃのまち地区、安塚地区の4地区と西側に位置する稲葉地区、羽生田地区の2地区、合わせて6地区で構成されており、当商工会は壬生地区に位置している。



(2) 地域の自然災害リスク

① 洪水

町防災会議が作成した「壬生町地域防災計画」(令和5年度修正)及び町防災住民マニュアル・壬生町洪水ハザードマップによると、黒川・姿川・思川について、浸水想定区域が指定されている。

- 壬生地区：黒川により広範囲に渡り3.0～5.0m未満の浸水が想定される。
- おもちゃのまち・安塚地区：姿川の周辺で0.5～3.0m未満の浸水が想定される。
- 稲葉地区：思川により広範囲に渡り3.0～5.0m未満の浸水が想定される。

また、一部では家屋倒壊等氾濫想定区域となっている。

商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化や、場合によっては事業の廃止も想定される。

② 地震

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は、ほぼ全域で2.1～20.7%である。また、内閣府が作成した「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」によれば、地震の揺れやすさを示す計測震度増分は0.4～0.6と比較的揺れやすい地域となっている。

町の地域防災計画によれば、冬場午後6時発震(壬生町役場直下M6.9)による被害想定は以下のとおり。

項 目	被害者想定	
人的被害（人） （風速 10m/s）	死 者	119 人
	負 傷 者	1,029 人
	重 傷 者	190 人
	軽 傷 者	839 人
	要救助者	373 人
火災による建物被害 （風速 10m/s）	出火件数	12 件
	残出火件数	7 件
	焼失棟数	355 棟

※壬生町地域防災計画 第1編第5節地震被害想定 P35 より抜粋

③ 集中豪雨

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

令和元年東日本台風では、黒川の氾濫により一部の地域が浸水被害に遭った。住宅や店舗のほか、壊滅的な被害を受けた事業者もあり、今後、減災の取組を進めた場合であっても、同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

(3) 感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、次のとおり。

① 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・消費者（外国人を含む）の自粛行動
- ・宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・風評被害
- ・先行き不安による消費マインドの低下
- ・式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・学校休校

② 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・工場、物流（海外を含む）の停止
- ・原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・生産、工期の遅れ
- ・生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

③ 事業継続への影響

- ・資金繰りの支障
- ・本人又は家族の感染に伴う従業員本人または家族の感染に伴う出勤停止
- ・学校等休校に伴う従業員の子の世話等による出勤不能
- ・営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・テレワーク、時差出勤への対応難

(4) サイバー攻撃のリスク

サイバー攻撃があった場合に想定される影響等は、次のとおり。

① 商工業者への影響

- ・機密情報や個人情報の流出
- ・精密機器の故障
- ・システム障害による業務停止
- ・取引先からの信用の失墜。

(5) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

① 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(6) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査)

商工業者数 1,352者 (うち小規模事業者数 1,056者)

業種	商工業者		備考(事業所の立地状況等)
	商工業者	小規模事業者	
建設業	191	186	地域内に広く分散
製造業	154	113	〃
卸売業	77	50	〃
小売業	260	175	壬生・おもちゃのまち地区中心部に多い
飲食店・宿泊業	151	110	〃
サービス業	342	258	地域内に広く分散
その他	177	164	〃
合計	1,352	1,056	

(7) これまでの取組

① 壬生町の取組

- ・防災計画の策定・防災訓練の実施・地域防災の充実・ボランティア連携強化
- ・防災教育の推進・予防対策の整備・防災備品の備蓄

② 壬生町商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会(以下、「全国連」という。)の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・町が実施する防災訓練への参加及び協力

③ 事業継続力強化支援計画の実施状況 (R7年度)

- ・巡回経営指導時における災害リスクの周知 5者
- ・HPへ事業者BCPに関する国の施策を掲載 1回
- ・災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業承継計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

2. 本計画の策定及び実行に当たっての課題と対策

(1) 課題

- ・防災、減災に対する意識の向上を促すため、会報誌等により事業継続力強化計画の重要性について情報発信を行ってきたが、必要性認識が不十分な事業者が、まだ多く、計画策定支援先も伸び悩んでいる。
- ・防災、減災の取組方法に関する認知度が低い事業者が依然として多い。
- ・令和3年2月に壬生町商工会危機管理マニュアルを策定し、変更が生じた際には随時更新を行っているが、実際の緊急時の対応が確立できておらず、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況である。

(2) 対策

- ・緊急時に対する意識をさらに高めていく必要があることから、意識啓発を強化し、地域内事業者の災害リスクの意識向上を図る。
- ・防災、減災の取組方法に関する認知度が低い事業者に対しては、事例等を交えて紹介し、多くの事業者の取組につなげていく。
- ・緊急時の対応にあたっては、具体的な体制・役割分担などについて、職員間で十分に共有し、行動できるよう資質向上を図る。
- ・事業継続力強化支援ガイドライン(栃木県版)を全職員が理解し、被害情報の報告ルールを共有すること。

3. 目 標

自然災害に対しては、壬生町地域防災計画を踏まえつつ、壬生町の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、壬生町と壬生町商工

会が一体となって取り組む。地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、壬生町全体を構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

➤ **小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の提案と支援**

年5者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガを含む）等を認識させ、事業者BCP策定を含む事業継続力強化への取組や損害保険・共済制度への加入を促す。

➤ **速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立**

2年に1回、自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

➤ **被害の把握・報告ルートの確立**

緊急時における町と商工会、国、県、商工連との被害情報報告ルート、内容等を明確化し、自然災害、感染症リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援ができるように、年1回予防訓練を行う。

※ **その他**

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

① 地域内事業者に対する自然災害等事業継続リスクの周知

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。

② 地域内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

③ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・壬生町商工会危機管理マニュアルを令和3年2月（R7.4.18更新）に作成済み。

(3) フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・(仮称)壬生町事業継続力強化支援協議会（構成員：壬生町商工会、壬生町）等を必要に応じ開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(4) 地検の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

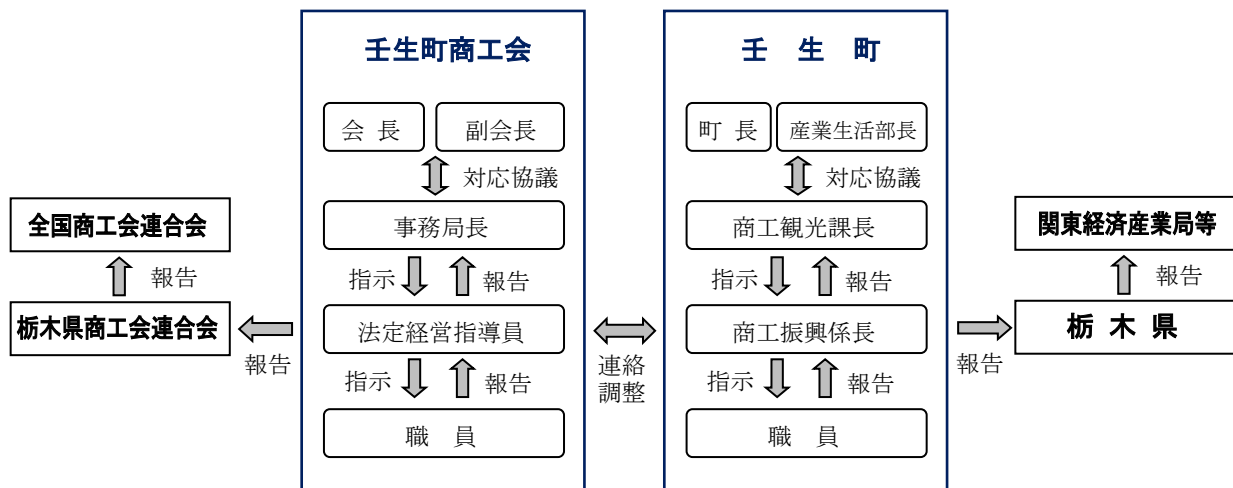
(6) 訓練の実施

- ・災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、町と商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

以上、(2) ①・②、(5)、(6)の対策については、適宜、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)の他、栃木県火災共済(協)と連携協力し実施する。

3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



4. リスク発生時の対応

(1) 大規模自然災害

大規模自然災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。なお、大規模自然災害発生の目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を町及び商工連へ報告するとともに、町が把握する被害状況を共有する。

2) 町内事業者の被害状況の確認

- ・町は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、町内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により町内事業者の被害額・状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

- ・共有方法 電子メール（又はFAX）
- ・共有頻度

期間（発生日起算）	頻度
1週目	1日に2回
2週目	1日に1回
3・4週目	1週間に2回
5週目～	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・町と商工会は3) のとおり情報を共有した後、町は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。

(2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取り組み

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・町が策定した「壬生町新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、町における感染症対策本部設置に基づき商工会による感染症対策を行う。

2) 町内事業者に対するリスクの周知

- ・感染症発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後町内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

3) 町内事業者の被害状況の確認

- ・町は、来庁又は問い合わせを受けた町内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により町内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式2）等を用いる。

- ・共有方法 電子メール（又はFAX）
- ・共有頻度

期 間	頻 度
海 外 発 生 期	1月に1回
国 内 発 生 早 期	1月に2回
国 内 感 染 期	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

5) 被害情報の報告

- ・町と商工会は3) のとおり情報を共有した後、町は県へ、商工会は商工連へ定められた期日までに報告する。なお、情報報告は当該実態調査票等を用いる。

(3) 被災事業者に対する支援

① 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置にあたっては、町と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」等について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

② 復旧・復興支援

- ・国、県の方針に従って、町と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、町・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

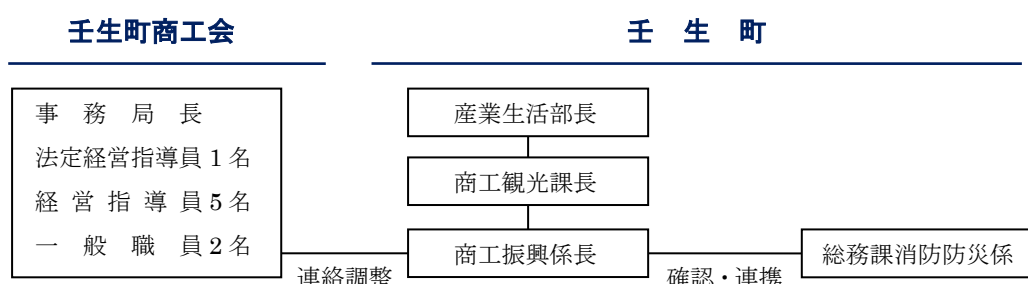
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・ 当会、本市商工課・防災課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・ また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 町内を6地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員5名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ また、保険加入促進については、連携協力し東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)の他、栃木県火災共済(協)の専門家による、個別相談の体制とする。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員5名、一般職員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と壬生町の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 須釜 建 (連絡先は(3)①のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (四半期に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会

壬生町商工会

〒321-0228 下都賀郡壬生町大師町3番13号
TEL : 0282-82-0475 / FAX : 0282-82-0354
E-mail : mibu_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町

壬生町役場 産業生活部 商工観光課

〒321-0292 下都賀郡壬生町壬生甲3841番地1
TEL : 0282-81-1845 / FAX : 0282-82-1107
E-mail : keizai@town.mibu.tochigi.jp

(4) 被害情報報告先

① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340
E-mail : dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4
TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875
E-mail : soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	50	50	50	50	50
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	80	80	80	80	80
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、壬生町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。